○信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

平成10年12月28日信濃町規則第16号

改正

令和２年３月１日規則第３号

信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成10年信濃町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請）

第２条　条例第５条第２項に規定する申請書は、信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為事業許可申請書（様式第１号）とする。

２　条例第５条第２項に規定する規則で定める事項は、土地所有者の住所及び氏名並びに事業の施行期間とする。

３　条例第５条第２項の規定による申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(１)　事業区域位置図（事業区域の位置を示した縮尺１万分の１以上のもの）

(２)　事業区域現況図（事業区域及びその付近の状況を明らかにした平面図及び断面図で縮尺1,000分の１以上のもの）

(３)　事業区域実測図（縮尺500分の１以上のもの）

(４)　土地登記簿謄本及び公図の写し

(５)　土砂等の搬入経路図（土砂等の事業区域への搬入経路を示した縮尺１万分の１以上のもの）

(６)　計画平面図、計画断面図及び計画土留図（縮尺500分の１以上のもの）

(７)　雨水処理計画図（縮尺500分の１以上のもの）

(８)　土砂等発生処分フローシート

(９)　排出現場ごとの土砂等証明書

(10)　隣接地主等地権者及び区長（総代）の同意書

(11)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（施行基準）

第３条　条例第５条第３項に規定する施行基準は、別表のとおりとする。

（変更許可の申請）

第４条　条例第６条第２項で準用する変更の許可申請書は、信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業変更許可申請書（様式第２号）とし、当該変更に係る第２条第３項各号に規定する書類を添えて、町長に提出するものとする。

（許可又は不許可の通知）

第５条　町長は、条例第５条第１項に規定する許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分をし、信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可（不許可）書（様式第３号）をもって当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、条例第６条第１項に規定する変更の許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分をし、信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業変更許可（不許可）書（様式第４号）をもって当該申請者に通知するものとする。

（事業完了の届出）

第６条　条例第７条に規定する事業の完了の届出は、事業完了後14日以内に事業完了届（様式第５号）により行うものとする。

（命令の様式）

第７条　条例第８条に規定する監督処分は、事業許可取消書（様式第６号）、事業停止命令書（様式第７号）、改善命令書（様式第８号）、及び原状回復命令書（様式第９号）等によりそれぞれ行うものとする。

（報告の手続）

第８条　条例第10条に規定する事業の状況についての報告は、文書により行うものとする。

（身分証明書）

第９条　条例第11条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第10号）とする。

（標識）

第10条　条例第12条で規定する規則で定める標識は、事業表示板（様式第11号）とする。

（補則）

第11条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成11年１月１日から施行する。

附　則（令和２年３月１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

施行基準

第１　共通基準

１　周辺対策

事業の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

２　囲い等

(１)　事業区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできる囲いが設けられていること。

(２)　囲いは、原則として事業区域の全周囲に設けられていること。

(３)　囲いの構造等は、原則として次の表の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒又は破壊されないものとすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 鉄線の規格 | 鉄線♯12　径2.6ミリメートル以上 |
| ２ | 鉄線の間隔 | 30センチメートル以内とし、たすき掛けとする。 |
| ３ | 柵の高さ | 120センチメートル以上 |
| ４ | 杭の直径 | 末口６センチメートル以上 |
| ５ | 杭の間隔 | 180センチメートル以内 |

(４)　出入口は、原則として１箇所とし、施錠できる構造とすること。

３　地滑り及び地盤沈下防止

地盤の滑り又は事業区域内の沈下のおそれのある場合においては、現地調査、地質調査等により適正な措置を講じられていること。

４　保安距離

事業区域と隣接地との距離は、災害時に備え、十分な保安距離を保つこと。ただし、たい積については、隣地境界より180センチメートル以上の保安距離をとること。

５　雨水等の処理

雨水その他の地表水については、適正な処理が講じられていること。

６　防災等

事業施行者は、現場責任者を工事就業中配置させ、災害事故及び被害防止に万全を期すこと。

７　車輌運行上の措置

(１)　事業区域の周辺における道路その他の公共施設の維持利用等に支障が無いよう必要な措置を講じること。

(２)　土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。

８　作業時間等

(１)　夜間の作業（原則として、午後５時から翌日午前８時まで）は行わないこと。

(２)　日曜日、祝祭日及び年末年始は、作業を行わないこと。

第２　個別基準

１　埋立て及び盛土

(１)　隣地境界との段差は、50センチメートル以内を原則とすること。ただし、現況上又は土地利用上やむを得ず50センチメートルを超える場合は、土留等措置を講じ、安全を確保すること。

(２)　盛土勾配は、30度以下を原則とし、土砂等が崩壊しないようにすること。

(３)　盛土の高さは、現況地盤の水平面から250センチメートル以内を原則とすること。ただし、事業区域又は事業区域に隣接する土地が傾斜地又はがけ面で、土砂等の高さが250センチメートルを超える場合は、事前に町と協議のうえ安全対策を講じるものとすること。

(４)　施行については、直高30センチメートルごとに十分な締固めをすること。

(５)　必要に応じ、法面の崩壊防止工又は保護工を施すこと。

２　たい積

(１)　たい積の高さは、250センチメートル以内とすること。

(２)　たい積期間は、搬入日より３箇月以内とする。

(３)　勾配については、土砂等が崩壊しないようにすること。

３　その他の基準

事業を施行する場合は、この施行基準によるほか、関係法令を遵守すること。